

第3 主な基地問題

I 航空機騒音問題

1 横田飛行場の航空機騒音問題

(1) 横田飛行場周辺の航空機騒音発生状況

横田飛行場に起因する航空機騒音は周辺住民にとって深刻な問題のひとつとなっており、都は、昭和53年から横田飛行場周辺の航空機騒音調査を行っている。現在は固定調査地点を4地点(昭島市、福生市、武蔵村山市及び瑞穂町に各1地点)と、分布調査地点を12地点設けて調査している(資料49)が、滑走路延長線上等で環境基準が達成されていない状況が続いている。

各固定調査地点における航空機騒音の状況をLden*でみると、「瑞穂」の地点は環境基準の57dBを上回っており、環境基準の地域指定を行った昭和53年以来、未達成の状況が続いている(資料50～52)。

また、分布調査地点についてみると、令和6年度では、12地点中1地点で環境基準に適合していない。(資料53)。

* Lden=時間帯補正等価騒音レベル

* 騒音発生状況等は「令和6年度航空機騒音調査結果報告書」(東京都環境局)による。

(2) 航空機騒音問題の経緯

横田飛行場は、朝鮮戦争(昭和25年6月から28年7月)及び軍用機のジェット化、大型化に伴い、大幅に拡張され、昭和35年には3,350mの滑走路を完備した大規模飛行場となった。それに伴い、航空機の騒音も大きな問題となっていく。

昭和38年11月、日米合同委員会の下に在日米軍基地の騒音問題を検討するため航空機騒音対策分科委員会が設置され、この分科委員会から提出された勧告に基づき、昭和39年4月、日

米合同委員会は「横田飛行場における航空機騒音の軽減措置(抄)」(資料46)に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告を承認した。この合意により、ジェットエンジンテスト用消音装置が5基設置された。

昭和46年に戦闘部隊が沖縄へ移駐すると、横田飛行場は兵站基地的性格が強くなり、さらにベトナム戦争の激化(昭和47年4月北爆再開)に伴って輸送基地としての重要性を増した。昭和47年のミドルマーカー(中間電波誘導信号所)設置によって、C-5ギャラクシー等による輸送活動が活発に行われ、航空機による騒音等の問題も激化した。このような中で、昭和40年から昭和49年にかけて、飛行場南側の住民約570世帯の集団移転が行われている。

昭和50年9月にはC-130ハーキュリーズを配した第345戦術空輸部隊が移駐し、漸減していた航空機の離着陸が再び増加した。

その後、昭和48年12月の環境庁告示(第154号)「航空機騒音に係る環境基準について」に基づき、都は、昭和53年3月31日、横田基地周辺について地域類型を当てはめる指定を行った(東京都告示第309号)。

昭和58年1月以降、横田飛行場において米海軍空母艦載機による着陸訓練(FCLP/NLP*)が始まり、平成12年度まで毎年数回行われていた。

*米空母艦載機着陸訓練(FCLP=Field Carrier Landing Practice)とは、空母艦載機が海上で空母に安全に着艦できるよう、パイロットの練度を維持・向上することを目的とした陸上の飛行場の滑走路で行われる着陸訓練を言い、空母艦載機のパイロットにとって必要不可欠な訓練とされている。この訓練のうち、特に夜間に実施されるものを、夜間着陸訓練(NLP=Night Landing Practice)と言う。

この訓練に対し、周辺市町は繰り返し中止要請を行い、都も昭和58年10月に、国に対し、

住民の生活環境が損なわれることのないよう配慮を要請した。平成3年7月以降は、米空母艦載機による訓練の通告があるたびに、米軍と国に対して、都又は「東京都と横田基地に関する周辺市町連絡協議会」として要請を行っている（資料69）。

なお、平成13年度以降、横田飛行場において上記訓練は実施されず、平成23年度以降は同訓練の通告もされていなかったが、平成29年4月、厚木飛行場に加え、7年ぶりに横田飛行場における同訓練が通告され、都は国に対し要請を行った。

平成5年11月、日米合同委員会において、昭和39年の「横田飛行場における騒音軽減に係る航空機騒音対策分科委員会の検討報告」の一部改正が合意された（資料47）。その中で、「22時から6時までの間の時間における飛行及び地上における活動は、米軍の運用上の必要性に鑑み緊急と認められるものに制限される」ことが明文化された。

(3) 航空機騒音訴訟

ア 横田基地騒音公害訴訟（第1次～第4次）

(イ) 第1次～第3次（判決確定）

航空機騒音の増加に対し、横田飛行場周辺住民は、昭和51年4月、翌52年11月の2回にわたり、国に対して、米軍機の夜間飛行（夜9時から翌朝7時まで）の禁止、過去と将来の騒音被害に対する損害賠償を求める第1次・第2次騒音公害訴訟を提起した。また、昭和57年7月には、第3次訴訟が東京地裁八王子支部に提起された。

第1次・第2次訴訟は、最高裁への上告の後、平成5年2月、夜間飛行差止め請求は却下し、

過去分の損害賠償の支払は認める昭和62年7月の東京高裁判決の内容で確定した。同判決で、「危険への接近」の理論を適用し、昭和41年1月1日以降転入した者の損害賠償額を減額した。

第3次訴訟についても平成6年3月、東京高裁の判決において第1次・第2次と同様の判断がなされ、双方上告せず、平成6年4月に判決が確定した。

(イ) 第4次（判決確定）

平成6年12月に第4次訴訟が提起された。第3次までとの相違点は、夜間の離着陸禁止だけではなく「昼夜を問わず市街地での飛行訓練の禁止」を求めたことと、原告に基地周辺地域への通勤・通学者が加わったことである。この第4次については、平成12年8月に提訴された飛行差止め訴訟（新横田基地騒音公害訴訟を入れた通算では第8次）との併合審理となった。（詳細は「ウ 横田基地夜間飛行差止等訴訟」に記載）。

イ 新横田基地騒音公害訴訟（第1次～第3次）（通算では第5次～第7次、対日本政府分は併合審理）（判決確定）

平成8年4月より、新横田基地公害訴訟が提起（第1次＝平成8年4月、第2次＝平成9年2月、第3次＝平成10年4月）（それぞれ、横田訴訟と併せた通算で第5次、第6次、第7次ともいう。）された。新横田基地公害訴訟の特徴は、新たに米国政府をも相手取っていることと、国に対し夜間早朝の離着陸禁止実現のため、日米合同委員会において米国政府と交渉する義務があることの確認を求めていることである。

第1次の対米国政府分の訴えについては、平成9年3月、米政府に応訴の意思がないことを理由に却下の判決（東京地裁八王子支部）が出さ

れ、同年3月24日に控訴したが、平成10年12月に控訴棄却（東京高裁）、同年12月28日に上告し、その後、平成14年4月に上告棄却（最高裁）の判決により確定している。

第2次・第3次の対米国政府分の訴えについては、平成14年5月に却下の判決（東京地裁八王子支部）が出され、同年6月11日に控訴したが、平成16年12月の控訴棄却（東京高裁）を受け、原告は上告を断念し、対米国政府分の判決が確定している。

第1次～第3次の対日本政府分については、平成14年5月に、結審日までの過去分の損害賠償のみを認め、「危険への接近」の理論を適用する判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。平成17年11月に、判決日までの損害賠償のみを認め、これまでの判例を踏襲せずに、原告の事情を個別に判断した上で「危険への接近」の理論を適用しない判決（東京高裁）が出された。この後、双方が上告していたが、平成19年5月（最高裁）において、高裁判決が口頭弁論終結日以降、判決日までの被害について賠償を認めた部分については、将来の損害への賠償に当たるとして破棄されたことにより、過去分のみの賠償（「危険への接近」の理論は適用しない。）が確定した。

ウ 横田基地夜間飛行差止等訴訟

（第4次・第8次）（判決確定）

平成15年5月に、夜間差止めと居住地等上空飛行差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決（東京地裁八王子支部）が出され、双方とも控訴した。同判決では、「危険への接近」の理論は第1次～第3次の判例と同様適用された。

平成20年7月に東京高裁判決が出され、夜間差止めと上空飛行差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下とされた。「危険への接近」の理論については、上記の平成19年5月の新横田基地騒音公害訴訟の最高裁判決が踏襲され、原告の事情を個別に判断した上で適用されなかった。同年同月に原告が上告したが、平成21年4月に上告棄却（最高裁）を受け、高裁判決が確定した。

エ 第9次横田基地公害訴訟

（第9次・第12次）（判決確定）

平成24年12月、原告137人が、国に対して、横田基地を離着陸する航空機の夜間飛行（夜7時から翌朝8時まで）の禁止、過去と将来の騒音被害に対する損害賠償を求め、第9次横田基地公害訴訟を提起した。平成26年8月に原告16人が追加提訴（通算で第12次）し、原告は153人となった。

平成30年11月に、夜間差止めは棄却又は却下、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決（東京地裁立川支部）が出され、双方とも東京高裁へ控訴した。

令和2年1月23日、東京高裁は、一審同様の判決を出した。

この後、原告が上告したが、令和3年1月27日に上告棄却（最高裁判決）を受け、高裁判決が確定した。

オ 第2次新横田基地公害訴訟

（第10次・第11次）（判決確定）

平成25年3月、原告905人が、国に対して、横田基地を離着陸する航空機の夜間飛行（夜7時から翌朝7時まで）の禁止、過去と将来の騒音

被害に対する損害賠償(70W 地域含む。)を求め、第2次新横田基地公害訴訟(通算で第10次)を提起した。平成25年7月、173人が追加提訴(通算で第11次)し、原告は計1,078人となった。

平成29年10月に、夜間差止めは棄却又は却下、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分却下の判決(東京地裁立川支部)が出され、双方とも控訴した。令和元年6月6日に東京高裁判決が出され、第一審判決と同様に、夜間差止めは棄却、損害賠償請求は過去分一部容認、将来分は却下され、同年同月に原告が上告したが、令和2年12月9日に上告棄却(最高裁判決)を受け、高裁判決が確定した。

カ 第3次新横田基地公害訴訟

(第13次・第15次～第19次)

令和4年6月、原告1,282人が、国に対して、米軍輸送機オスプレイの飛行差し止めや騒音被害による損害賠償などを求め、第3次新横田基地公害訴訟(通算で第13次)を提起した。同年12月に原告166人(通算で第15次)、令和5年4月に原告19人(通算で第16次)、同年5月に原告3人(通算で第18次)、同年6月に原告2人(通算で第17次)、同年7月に原告1人(通算で第19次)が追加提訴し、併合審理となって原告は計1,459人(第13次で取下14人)となり、現在係属中である。

キ 横田基地公害訴訟(第14次・第20次・第21次)

令和4年11月、原告244人が国に対して、一切の航空機の飛行差し止めや騒音被害による損害賠償などを求め、横田基地公害訴訟(通算で第14次)を提起した。令和5年9月に原告46人

(通算で第20次)、令和6年10月に原告50人(通算で第21次)が追加提訴し、併合審理となって原告は計326人(第14次で取下14人)となり、現在係属中である。

2 厚木飛行場の航空機騒音問題

(1) 厚木飛行場の概要

厚木飛行場は、昭和20年9月米軍が接收後、昭和25年12月在日米海軍の飛行場となった。正式には、「米海軍厚木航空施設」と呼ばれ、主に神奈川県綾瀬市及び大和市にまたがって位置する。面積は約5.1km²、2,438mの滑走路(ほぼ南北方向)が1本設置されている。

現在、本施設は在日米海軍と海上自衛隊により共同使用されており、在日米海軍については、在日米海軍厚木航空施設司令部をはじめ、西太平洋艦隊航空司令部、第5空母航空団のほか、第51対潜ヘリコプター飛行中隊等が駐留し、米海軍航空部隊航空機の整備、補給、支援業務を行っている。

また、海上自衛隊については、昭和46年から航空集団司令部、第4航空群等が配備され、対潜活動、航路の安全確保、災害救援活動等の任務にあたっている。

したがって、厚木飛行場を離着陸する航空機は、米海軍、海上自衛隊が主体で、機種も(艦上)戦闘機、早期警戒機、対潜哨戒機、輸送機等多種にわたっている。

(2) 厚木飛行場周辺の航空機騒音発生状況

町田市は、厚木飛行場の滑走路中心線延長線上の北部に位置し、最も近いところでは滑走路中間点から5kmである。

都では、厚木飛行場に関わる航空機騒音調査

を昭和 61 年より行っており、騒音調査地点として、固定調査地点を 3 地点（町田第一小学校、忠生小学校、鶴川第二小学校の各屋上）と分布調査地点 8 地点を町田市内に設けて調査している（資料 59）。

調査地点での Lden でみると、平成 29 年度までは、分布調査地点の一部で環境基準を超過していたが、平成 30 年度以降の調査では、米空母艦載機部隊の厚木飛行場から岩国飛行場への移駐が平成 30 年 3 月で終了したこと等から、すべての調査地点で環境基準に適合している（資料 60～63）。

（3） 航空機騒音問題の経緯

厚木飛行場においても、横田基地同様、昭和 30 年代前半に航空機のジェット化等に伴う拡張・拡充工事が順次進められた。これに伴い、ジェット艦載機による訓練やエンジンテスト等による騒音が、住民に多大な被害を与えた。

こうした中、昭和 38 年 9 月の日米合同委員会において「厚木海軍飛行場騒音規制」（資料 58）が合意された。また、昭和 35 年から昭和 46 年にかけて、滑走路南端付近住民の集団移転が行われた。

昭和 48 年に米空母ミッドウェーが横須賀に初入港して以来、艦載機の空母入出港時の飛来・帰艦と入港中の訓練飛行は、周辺住民に大きな騒音被害を与えている。

昭和 57 年 2 月からは、それまで三沢・岩国の両基地で行われていた NLP が、主として厚木飛行場で実施されるようになり、騒音問題はさらに深刻化した。その後、昭和 48 年 12 月の環境庁告示（第 154 号）「航空機騒音に係る環境基準について」に基づき、昭和 60 年 5 月 31 日、都は町田市の一部の区域について地域類型の指定

を行った（東京都告示第 615 号）。

平成 20 年 12 月 22 日、都は航空機騒音に係る状況が変化したことから、厚木飛行場の環境基準指定区域を見直して対象地域を従来のほぼ 5 倍に拡大し、騒音状況の把握に努めている。

空母艦載機着陸訓練（FCLP/NLP）については、代替訓練施設問題とも合わせて政治問題化したが、平成 3 年 8 月以降、硫黄島での暫定実施により厚木飛行場での実施規模は減少した。

しかし、平成 24 年 5 月及び平成 29 年 9 月、厚木飛行場で同訓練が実施された。都は、その騒音被害と事故に対する不安に鑑み、訓練通告の都度、米軍及び国に対して要請を行っている（資料 68～71）。

日米友好親善を目的とする厚木飛行場オープンハウスでのデモンストレーションフライトが、騒音問題となっていたが、平成 14 年 5 月、廃止が発表されて以降、行われていない。

平成 15 年 10 月には、1 個飛行隊の F-14 トムキャットが米本国へ帰還し、代替として F/A-18F スーパーホーネット（複座）が同年 11 月に配備された。また、平成 16 年 10 月には 2 個目の飛行隊で F/A-18C ホーネットに代わり F/A-18E スーパーホーネット（単座）が配備された。平成 21 年 12 月に 3 個目、平成 23 年 5 月に 4 個目の飛行隊の F/A-18C ホーネットが F/A-18E スーパーホーネットに機種換えとなった。

なお、「再編実施のための日米のロードマップ」（資料 23）において、平成 26 年までに上記スーパーホーネット等の空母艦載機を擁する飛行隊が岩国飛行場へ移駐すること等が合意された。岩国飛行場における建設工事の遅延により、移駐開始は平成 29 年 8 月となったが、平成 30 年 3 月に移駐は完了した。

(4) 航空機騒音訴訟

厚木飛行場に関する騒音訴訟としては、これまで9回、国に対し、訴訟が提起されている。そのうち、大規模訴訟についての経緯は以下のとおりである。

昭和51年9月、神奈川県大和市の住民を中心として、夜間(午後8時から翌日午前8時まで)の飛行禁止と損害賠償を求める訴訟(第1次訴訟)を横浜地裁に提起した。上告を経て、平成7年12月、過去分の損害賠償の一部を認める東京高裁の差戻し審判決が言い渡され、確定した。

昭和59年10月、横浜地裁に第2次訴訟が提起され、平成11年8月、東京高裁で過去分の損害賠償の一部を認める判決が言い渡され、双方上告しなかったため確定した。同判決では、「危険への接近」の理論が適用され、損害賠償額が減額した。

平成9年12月に、横浜地裁に飛行差止めは求めず、損害賠償だけを求めて第3次訴訟が提起され、平成18年7月、東京地裁で、過去分の損害賠償の一部を認める判決が言い渡されたが、双方、上告しなかったため確定した。同判決では、第1次、第2次では認められなかった、うるささ指数75W以上80W未満の地域に住む住民の被害も認定された。また、原告の事情を個別に判断した上で「危険への接近」の理論は適用されなかった。

平成19年12月、横浜地裁に、飛行差止め(行政訴訟)と損害賠償(民事訴訟)を国に求める第4次訴訟が横浜地裁に提起された。平成26年5月、横浜地裁は、過去分の損害賠償の一部を認め、自衛隊機の夜間・早朝飛行(22時から翌朝6時まで)についてやむを得ない場合を除き差止めを命じ、米軍機の差止め請求については却下

する判決が言い渡された。

これに対し、国、原告ともに控訴し、平成27年7月、東京高裁は、過去分及び平成28年末までの損害賠償の一部を認め、平成28年末までの自衛隊機の夜間・早朝飛行の差し止めを命じ、米軍機の飛行差止め請求については却下する判決を言い渡した。

国は、将来分の損害賠償を認めた点や、自衛隊機の飛行差し止めを命じた点を不服とし、原告は、米軍機の飛行差し止めなどを求めて、双方が最高裁に上告した。

平成28年12月、最高裁は、自衛隊機の飛行差し止めや将来分の損害賠償を命じた控訴審判決を破棄し、過去分の損害賠償の一部を認め、米軍機の飛行差し止め請求を却下した。

その後、平成29年8月、横浜地裁に、飛行差止め(行政訴訟)と損害賠償(民事訴訟)を国に求める第5次訴訟が提起された。また、これとは別に、平成29年4月と平成30年7月にも、損害賠償を求める訴訟が横浜地裁に提起された。

令和6年11月、横浜地裁で第5次訴訟の一審判決が言い渡され、過去分の損害賠償の一部が認められた。令和6年12月行政・民事訴訟について原告が東京高裁に控訴、民事訴訟について被告国が東京高裁に控訴している。

令和7年11月、横浜地裁で別件訴訟の一審判決が言い渡され、過去分の損害賠償の一部が認められた。これに対し、令和7年12月、双方が東京高裁に控訴している。

3 住宅防音工事助成区域

国は、防衛施設周辺の整備等に関する法律(昭和41年7月制定)に基づき在日米軍基地周辺の環境整備等の措置を講じてきたが、都市化の進

展及び騒音等生活環境保全に対する住民意識の高揚に対応するため、昭和49年6月、この法律を抜本的に強化改善した防衛施設周辺の生活環境の整備等に関する法律を施行した。

これにより、米軍飛行場等の周辺地域に対し、航空機騒音の度合いに応じて、施設の外側から、W値85以上（平成25年度以降は、Lden62dB以上）が第一種区域、90以上（Lden73dB以上）が第二種区域、95以上（Lden76dB以上）が第三種区域に指定され、第一種区域内は住宅防音工事の助成、第二種区域内は移転補償と土地の買入れ、第三種区域内は緩衝緑地帯等の整備が行われることとなった。

なお、「航空機騒音に係る環境基準について」（昭和48年環境庁告示第154号）の一部改正により、航空機騒音に係る評価指数がWECPNLからLdenに変更されたことに伴い、平成25年4月1日以降の第一種区域等の指定についてはLdenが適用される。

横田基地周辺では、昭和54年8月、航空機騒音85W以上の第一種区域及び90W以上の第二種区域が指定された。第一種区域は、その後、昭和55年9月に80W以上の区域まで拡大され、さらに昭和59年3月には75Wの区域まで拡大されている。その後、航空機の騒音状況に変化が見られた等の理由によって、平成15年度に行った騒音調査結果を元に、第一種区域の見直しが図られることとなり、平成17年10月に新しい第一種区域が告示された（資料56）。これにより、今までの第一種区域の面積約5,000haが、約2,500haへと半減した。また、告示後の区域が85W以上の区域で、昭和59年4月1日から平成元年3月31日までに建設された住宅（告示後住宅）が新たに助成対象となり、その後、令和3年4月1

日には平成17年10月20日までに建設された住宅にまで助成対象が拡大された。

この制度に基づく横田基地周辺市町における住宅防音工事の実績は、昭和50年度から令和6年度までの総計（追加及び特定工事等含む。）で、延べ53,117件である（資料57）。

厚木飛行場周辺については、昭和54年9月、航空機騒音が85W以上の第一種区域及び昭和56年10月、90W以上の第二種区域が指定された。第一種区域は、昭和56年10月に80W以上の区域まで、昭和59年5月に75W以上の区域まで拡大されるとともに、昭和61年9月、見直しに伴う追加指定がなされている。その後、米空母艦載機による騒音被害の拡大を受け、第一種区域等の見直しが20年ぶりに行われ、平成18年1月に新しい第一種区域等が告示された。これにより、町田市の第一種区域は、約10haから約1,400haへと大幅に拡大した（資料64）。

令和7年12月19日、国は、厚木飛行場周辺における75W以上85W未満の一部の区域に所在する住宅に対する防音工事は、これまで昭和61年9月10日までに建設された住宅を対象として実施していたが、今般、平成18年1月17日までに建設された住宅まで対象範囲を拡大し、告示後住宅防音工事を実施することを公表した（資料66）。

厚木飛行場においては、平成18年の第一種区域等の指定の後、米海軍空母艦載機部隊の岩国への移駐の完了（平成30年）等により、騒音状況が変化したことから、第一種区域等を騒音の実態に即して見直すために必要な騒音度調査を令和4年から令和6年にかけて実施。令和7年12月22日、国から関係自治体に対して、騒音度調査結果等について説明し、公表した（資料67）。

その後、所要の手続きを経て、令和8年3月25日に、現行の対象区域の解除、新しい対象区域の指定を令和9年10月1日に適用することを官報で告示した。

町田市における住宅防音工事の実績は、令和6年度までの総計(追加及び特定工事等含む。)で、延べ31,644件である(資料65)。

住宅防音工事に関して、都は国への提案要求を通じ、下記のとおり適切な対処を求めるよう要望を行っている。

○住宅防音工事について、対象区域・施設を拡大すること。

○新たに対象となった区域においては早急に全ての希望する世帯へ助成を行うこと。

○特に第一種区域に係る指定値の見直しを図るとともに、区域の告示日以降に建設された住宅についても防音工事助成の対象とすること。

Ⅱ 米軍基地における環境対策

1 横田基地における燃料漏出事故

(1) 平成5年に発生した燃料漏出事故

① 経緯

平成5年10月25日、横田飛行場内において貯油タンク内の航空燃料(JP-4)が減少している事実が判明した。総漏出量は18,000ガロン(68k1)と推定されている。

国を通じて都にこの事故の第1報が入ったのは、事故発生から7日後の11月1日であった。通報と同時に、国から井戸水の調査等の実施を要請され、都は、直ちに周辺井戸の水質調査を開始し(現在も継続して実施している。)、庁内での調整会議を設置した。また、国に対しては、事故状況の調査結果の報告と現場確認等を文書で

要請した。横田基地周辺市町基地対策連絡会も、事故発生時の早期通報と適切な対応を国に要請している。

在日米軍は、平成5年11月から調査を開始し、平成6年6月に「燃料漏出に関する報告」を地元市町村に配布した。これに対し、都は同月、バックデータの公表、事故の原因究明と再発防止、漏出燃料の除去を、国及び米軍に対し再度文書で要請した。しかし、在日米軍が漏出燃料の除去作業を開始したのは平成7年9月からであり、国から事故に関する最終報告書を受理したのは平成7年10月である。都は、その後も引き続き、平成7年11月、平成8年3月に、除去の早期完了、定期報告、現場確認等を求めて文書要請を行った。

その結果、平成8年7月、在日米軍による事故対策の現況と将来計画の説明会が開かれ、国、都、周辺市町の担当者に参加し、現場確認を行った。その後、8回(平成8年7月、平成8年12月、平成9年5月、平成9年12月、平成10年7月、平成11年5月、平成12年7月、平成13年7月)にわたる事故対策の現況等の説明会・現場確認が実施された。

平成15年5月16日には、国、都、周辺市町の担当者を対象に、在日米軍(横田基地)による最終説明会が開催され、「JP-4 漏出事故浄化作業最終報告」が提出された。

同最終報告については、その後、日米合同委員会環境分科委員会に報告され、同年9月には同委員会で受理された。

同年11月には、同委員会の事務局である環境省から都及び周辺市町に対し経緯について説明がなされた。

②航空燃料漏出事故浄化作業最終報告の概要

○ 報告項目

- ① 回収作業の背景、漏洩^{えい}現場概要
- ② 除去作業の指針と基準
- ③ 多相抽出装置（MPX システム）、回収作業の概略
- ④ 人体への影響評価、現在の状況、結論

○ 作業の完了

緊急かつ重大な危険性は認められず、航空燃料除去作業は国防省規則 4715.8「海外米軍施設環境回復指導書」に基づき完了した。

○ 経過・状況

- ① 平成 12 年 6 月の観測で基地内 10 か所の井戸において、ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレンについて、日本の水道水基準、在日米軍環境基準とも下回った。
- ② 平成 12 年 11 月の米空軍環境労働安全協会による健康被害調査において、潜在的な汚染の可能性並びに緊急かつ重大な健康への危険性は認められず、除去作業の完了を提言した。また、第 5 空軍医療担当部長及び在日米軍司令部環境課はこの報告内容に同意した。
- ③ 平成 15 年 3 月の最終確認検査で、地下水の流れ、勾配に考慮した上で定めた観測井戸から、ベンゼン、トルエン、エチルベンゼン、キシレン及び総石油系炭化水素は検知されなかった。

(2) 平成 11 年以降の燃料漏出事故

平成 19 年 3 月、横田基地において平成 11 年から平成 18 年の 7 年間に軽微な燃料漏れも含め約 90 件の燃料漏出事故が発生していたことが明らかとなり、国から関係自治体への通報体制が

問題となった。

「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は、平成 19 年 5 月に油漏れ事故に関する情報提供のあり方について、東京防衛施設局（現北関東防衛局）の見解を確認した。その結果、自治体の必要性等を勘案し適切に対応していくとの回答を得た。

平成 19 年 9 月には、横田基地内において 1,480 ガロン（5.6k1）の燃料漏れが発生したことを受け、油漏れ事故に関する米軍の安全対策についての照会を北関東防衛局に対し実施し、米軍から、必要な再発防止策を講じた旨、また北関東防衛局から、米軍の対策に問題がない旨、説明を受けた。

平成 29 年 3 月には、横田基地内において整備中の C-130 の機体から約 100 ガロン（0.4k1）の燃料漏れが発生したことを受け、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は国と米軍に対し文書要請を行った。

また、平成 29 年 7 月には、横田基地内において離陸前の C-5 輸送機にブレーキシステムの不具合が認められ、約 50 ガロン（0.2k1）のブレーキ液漏れが発生した。これを受け、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」は国と米軍に対し口頭要請を行った。

2 米軍基地における環境対策の取組

日米地位協定には環境保護についての規定がなく、在日米軍の施設及び区域には、平成 8 年 4 月 22 日付国防総省通達 4715.5「海外施設における環境遵守管理」及び平成 19 年 5 月 1 日付国防総省通達 4715.05-G「海外環境基本指針文書（OEBGD）」に基づく、日本環境管理基準が適用されている。同基準は、概ね 2 年ごとに改定され、

OEBGDの基準、適用される日本国及び都道府県の環境法令及び規則並びに適用される国際合意を比較し、より厳しい基準を採用することにより策定されている。

平成27年9月、日米両国政府は、環境面において日米地位協定を補足する「環境補足協定」を締結した。この補足協定では、これまで運用改善で行われていた日本環境管理基準の発出を義務化するとともに、環境事故発生時の立入りや基地返還前の現地調査についての規定が盛り込まれている。環境基準や立入りについて、法的拘束力を有する国際約束によって規定が設けられたのは、日米地位協定発効後初めての取組である。

なお、都は、国への提案要求や「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」及び「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）を通じ、環境条項の新設等について関係省庁に要請している。

Ⅲ 米軍による事件・事故等

1 航空機関連

横田及び厚木飛行場は市街地に位置しており、航空機による事故が発生すれば、周辺住民の生命や財産に被害を与えかねないだけに、安全の確保が重要である。

(1) 最近の横田飛行場に関する事故と都の対応

横田飛行場では、令和2年6月16日、C V-22 オスプレイの飛行後の点検においてサーチライトドームの遺失が判明した。また、同年7月2日には人員降下訓練中にパラシュートが立川市内に落下し、さらにその5日後の7月7日には人員降下訓練中に福生市内にフィンが落下した。

令和5年4月18日には、C-12の飛行後の点検において翼端ライトレンズの遺失が判明した。同年11月29日には、鹿児島県屋久島東側の沖合にて、訓練中の米空軍横田基地所属のC V-22 オスプレイ1機が墜落した。乗員8名全員が死亡し、同年12月7日に、オスプレイを保有する全ての軍種において、オスプレイの運用を停止する旨を発表した。その後、令和6年3月8日、国は、米軍オスプレイの運用停止措置の解除（資料80）、同13日、日本国内のオスプレイの段階的な運用再開について公表した（資料81）。同年8月、国は、「屋久島の沖合で発生した米空軍横田基地所属のC V-22 オスプレイの墜落事故に関する事故調査報告書について」公表した（資料82）。

令和7年11月18日には、降下訓練において、区域外（羽村市）に着地し、当該兵士が使用していたパラシュートの一部が羽村市内の歩道に落下した。また、その2日後の11月20日には、空挺降下訓練中にパラシュートの一部が、福生市内熊川児童館に落下する事故が発生した（資料115、116）。

都は、その都度、国と米軍に対し、原因究明と再発防止策の実施、安全確保の徹底等を要請するとともに、国への提案要求や「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）を通じて、航空機の安全確保の徹底を関係省庁に求めている。また、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を通じて事故の再発防止等を国や米軍に繰り返し要請している。（資料113～116）。

(2) 米軍における取組

平成16年8月の沖縄県で発生した米軍ヘリコプター墜落事件の時に、現場検証や立入規制等の対応を主導することができなかったことなど

を受け、平成 17 年 2 月、渉外知事会が日米地位協定の見直しを求める要望を行った。同年 4 月、日米合同委員会で「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」が合意された。さらに、令和元年 7 月、日米合同委員会において、一層効果的な事故対応を可能とするため、制限区域内への迅速かつ早期の立入りを規定するなどの改正が行われた（資料 74）。

2 米軍人等による犯罪や事故

(1) 最近の都内における犯罪や事故

都内では、都内米軍基地の関係者による飲酒を伴う交通事故が、令和 3 年度から令和 7 年度までの 5 年間で 7 回（令和 4 年 8 月、同年 11 月、令和 5 年 5 月、令和 6 年 4 月、同年 7 月、令和 7 年 8 月、令和 8 年 1 月）（資料 113）発生している。

また、令和 7 年 12 月には、都外米軍基地所属の軍人が都内で窃盗事件を起こしている。

(2) 日米地位協定との関わり

米軍関係者による犯罪（資料 77）や交通事故等には、それらに伴う被害の発生という問題にとどまらず、日米地位協定の運用に関する様々な問題が含まれている。

① 地位協定第 17 条関係

米軍人等が公務外で事件を起こした場合、被疑者の身柄は起訴までは米側が拘束し、日本側の取調べに制限がある（公務中の場合は裁判権自体が米側）という問題がある（日米地位協定第 17 条）。

これについて、平成 7 年 10 月 25 日、刑事裁判

手続に関する日米合同委員会で、凶悪な犯罪の場合には、被疑者の起訴前の拘禁の移転について考慮するとの合意がなされた。さらに、内容の如何にかかわらず支障なく拘禁・取調べが行えるよう、都は「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）などを通じて国に要望している。

しかし、平成 13 年 6 月に発生した沖縄県の女性暴行事件では、容疑者の起訴前の引き渡しに難航した。このことから、国及び在日米軍に対し、渉外知事会を通じて、「米軍人等の規律保持等の徹底と日米地位協定の見直し」の緊急要望を行った。

平成 16 年 4 月、日米合同委員会合意において、平成 7 年の合意に基づく被疑者の起訴前の拘禁の移転の対象となる事件について、米軍当局が速やかに捜査を行うことができるようにするため、米側からの要請に基づき、その事件について捜査権限を有する米軍司令部の代表者が日本側当局による被疑者の取調べに同席することが認められることとなった。

平成 23 年 1 月、沖縄県沖縄市で、米軍属が運転する車が反対車線に進入し、軽自動車を運転していた男性会社員が死亡する事故が発生した。これを受け、同年 11 月、日米合同委員会において、公務中の軍属による犯罪に関し、米側が当該軍属を刑事訴追しない場合に、日本側による裁判権の行使に同意を与えるよう要請することができることとなり、当合意の枠組みは、上記沖縄市での事故についても遡及適用された。

また、平成 23 年 12 月、日米合同委員会において、昭和 31 年の同委員会合意を改正し、公の祭事での飲酒を含め、飲酒後の自動車運転による通勤は、日米地位協定の刑事裁判権に関する規定における公務として取り扱わないこととさ

れた。

平成 25 年 10 月、日米合同委員会で、日米地位協定に基づく刑事裁判等の処分結果の相互通報制度に関する新たな枠組みが合意され、第一次裁判権を行使した全事件の裁判結果に加え、裁判によらない懲戒処分の結果や処分を行わないとの決定も相手国側に通報されることとなった。また、相手国は、裁判結果のほか、懲戒処分の事実の公表が可能となり、被害者又はその家族に対し、処分が行われなかった場合はその事実を開示することができるほか、懲戒処分の内容について、被処分者の同意が得られた範囲内で開示することができるようになった。

② 地位協定第 18 条関係

交通事故等の事故の場合に、被害者への補償が必ずしも十分ではなく、米軍との補償交渉手続に時間がかかるということも問題となっている。

これに関し、平成 8 年 12 月の SACO*（「沖縄に関する特別行動委員会」）最終報告に、米軍人等の私有車両の任意保険への加入、補償金を受け取れるまでの間の日本政府による無利子融資制度、及び、米軍による支払が判決による補償額に満たない場合の日本政府による補償が盛り込まれた。これを受けて、平成 9 年 3 月、日本政府による無利子融資制度が創設されている。

都は「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）等を通じて、公務外であっても、また、米軍人等の家族による事故についても、日本政府の責任で補償が受けられるよう地位協定に明記すること、また、任意保険への加入の義務付けや事故補償等賠償業務手続の迅速化についてもその徹底を図るため地位協定にその旨を明

記するよう要望している。

* SACO=Special Action Committee on Okinawa

③ 日米地位協定をめぐる動向

平成 15 年 7 月、都議会は「日米地位協定の抜本的見直しに関する意見書」を採択した。その後、神奈川県議会など 24 道府県議会でも意見書を採択した。

また、平成 17 年 11 月、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）が、2、3 年以内等できるだけ短い期限を設けて日米地位協定の見直しを行うことを、在日米軍再編に関わる最終報告に盛り込むよう要請したが、最終報告には盛り込まれなかった。

平成 20 年 2 月に、沖縄県で女子中学生が米海兵隊員に暴行を受ける事件が発生したことを受け、渉外知事会は、日米地位協定の見直しに関する緊急要請を行った。また、同年 3 月に横須賀で米軍人によるタクシー運転手殺害事件が起きたことを受け、渉外知事会は、日米地位協定の見直し及び地域特別委員会の設置に関する緊急要請を行った。

平成 28 年 4 月に沖縄県で、米軍属が女性を暴行・殺害する事件が発生したことを受け、渉外知事会は同年 6 月に「沖縄県における米軍属による事件に関する緊急要請」を行った。日米両政府は再発防止策を集中的に議論し、平成 29 年 1 月、日米地位協定 1 条（b）で定める軍属の範囲を明確化する「軍属に関する補足協定」を締結した。この補足協定では、これまで定義が曖昧だった軍属について、「日米合同委員会が作成する種別に従って軍属を認定」と定められている。また、コントラクターの被用者に関し、軍属として認定されるための適格性の評価基準の作成や米国政府

による定期的な報告などについても規定された。

全国知事会では、平成 28 年 11 月に「米軍基地負担に関する研究会」を設置し、米軍基地負担の軽減や日米地位協定の見直し等について検討を行い、平成 30 年 7 月及び令和 2 年 11 月に、日米地位協定の抜本的な見直し等を求める「米軍基地負担に関する提言」（資料 123、124）を決議した。また、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）も、平成 30 年 7 月、「日米地位協定の改定に向けた新たな取組及び米軍基地負担の軽減に関する特別要望」を採択し、国に対し要望した。さらに、令和 7 年 7 月、「日米地位協定改定に向けた検討の加速等に関する特別要請」を採択し、国に対して要望した（資料 121）。

3 事件・事故の通報体制

(1) 航空機事故への対応

昭和 53 年 1 月の日米合同委員会事故分科委員会勧告を受けて、米軍又は自衛隊の航空機事故及びこれに伴う災害が発生した場合の地方公共団体等関係機関との連絡体制の整備及び総合的な応急対策の実施について連絡協議する場が地域ごとに設けられた。昭和 56 年 2 月、横田、立川、入間及び厚木の各飛行場に関する東京都域での事故等に対応するため、「米軍及び自衛隊飛行場周辺航空事故等連絡会議」が設置され、通報体制を含む緊急措置要綱（資料 73）を策定し、平成 17 年度以降、「日本国内における合衆国軍隊の使用する施設・区域外での合衆国軍用航空機事故に関するガイドライン」（資料 74）に基づく訓練を行っている。

(2) 日米合同委員会合意

在日米軍基地に起因する事件・事故等に関する自治体への情報提供については、「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」（渉外知事会）や「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」を通じて、適時、的確かつ迅速性を要望してきたが、平成 9 年 3 月 31 日、事件・事故の通報体制の整備について、日米合同委員会で合意され、一定の運用上の改善が見られた。

具体的には、「在日米軍に係る事件・事故発生時における通報手続」（資料 75）の中で、公共の安全、環境に影響を及ぼすおそれのある事件・事故が発生した場合には、直ちに日本側に通報すべき旨が明記されたほか、通報の対象となる事件・事故の基準、通報経路、通報様式などが定められた。また、事件・事故通報手続に関する特別作業部会が設置され、定期的に手続の見直しを行うこととなった。

なお、同時に「在日米軍に影響を及ぼす事件・事故発生時における通報手続」についても合意されている。

しかしながら、令和 6 年 6 月、沖縄県において、米軍関係者による性犯罪事件について、国から県に情報提供がなされていないことが判明した。同年 7 月、東京都内で検挙された事件についても情報提供がなかったものがあることが明らかになった。

(3) 感染症対策

米軍基地内において伝染病が発生した場合の通報体制については、現在、平成 25 年の「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に関する合意」により、基地内病院と地元保健所との間で連絡体制が敷かれている。

① 新型インフルエンザの流行とその後の取組

平成21年、世界的に新型インフルエンザ(H1N1)が流行した際には、上記合意が、締結以後一度も修正されていなかったため、現行法に適合した疾病について速やかな情報提供を受けられない可能性が改めて明らかになった。

都は、国への提案要求及び「渉外関係主要都道府県知事連絡協議会」(渉外知事会)の要望の中で、関係国内法を適用することと、適用するまでの措置として、上記合意を早急に新型インフルエンザ等の新興感染症に対応可能な内容に修正することを求めてきた。

平成25年1月、「在日米軍と日本国の衛生当局間における情報交換に関する合意」が改定され、基地内病院と地元保健所との間で情報交換すべき感染症として、新型インフルエンザ、エボラ出血熱などが新たに追加された。また、同年9月に重症熱性血小板減少症候群、平成27年9月に中東呼吸器症候群(MERS)、鳥インフルエンザ(H7N9)、侵襲性髄膜炎菌感染症及び麻疹、平成28年3月にジカウイルス感染症が追加された(資料78)。

② 新型コロナウイルス感染症の流行とその後の取組

令和元年以降、世界的に新型コロナウイルス感染症(COVID-19)が流行し、米軍は在日米軍公衆衛生非常事態宣言に基づき様々な感染拡大防止策を講じた。

都は、国への提案要求や、全国知事会、渉外知事会、「横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会」による緊急要請等の各種要請を通じて、感染防止対策の徹底、平成25年の日米合同委員会合意に基づく衛生当局間の情報提供、米国出発時や在日米軍基地到着時の検査の徹底、移動制限の強化等を求めている。

令和4年1月28日には、新型コロナウイルス感染症への対応を始めとする保健・衛生上の課題について日米で議論するため、日米合同委員会の下に設置されている検疫部会を改組し、これを格上げする形で「検疫・保健分科委員会」が設立された(資料12)。

(4) 横田基地内における泡消火薬剤の漏出への対応について

ア 平成22年から24年に発生した泡消火薬剤の漏出について

令和5年7月4日、北関東防衛局より、「横田飛行場においては、2010年から2012年までの間に3件の泡消火薬剤の漏出があった、との説明を米側から受けている。米側から提供を受けた資料の内容を確認したところ、2010年1月、格納庫における漏出、2012年10月、ドラム缶から漏出、2012年11月、保管されていた容器から漏出、の3件の泡消火薬剤の漏出があったことを確認した。」と東京都及び基地周辺自治体に情報提供された。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、令和5年7月5日、国に対し、PFASの漏出等が判明した場合には、東京都及び基地周辺自治体に速やかに情報提供すること等を要請した(資料83)。

イ 令和2年、4年に発生した泡消火薬剤の漏出について

国は、令和5年7月21日に平成22年から24年の間に発生した漏出のほか新たに3件(資料84)、同月25日には1件の原料にPFOS等を含まない泡消火薬剤の漏出について公表した(資料85)。

ウ 令和5年1月に発生した泡消火薬剤の漏出について

令和5年11月、同年1月に横田基地内におけるPFOS等を含む泡消火薬剤の漏出の記事があり、事実関係を確認中、との国から情報提供があった。その後、事案発生から2年以上経過した令和7年6月10日、国から、令和5年1月に発生したPFOS等を含む水の漏出事案に関して、「漏出した水は、すぐ近くで封じ込められ、横田飛行場の外には流出しなかった」、「漏出した水は全て回収され、認可された施設において焼却処分した」などとの情報提供があった(資料86)。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年6月11日、国と米軍に対し、本件以外に、PFOS等を含む旧式の泡消火薬剤が残存している箇所がないか国の責任において米軍に確認するとともに、その結果を情報提供すること等を要請した(資料87)。(下線部は国にのみ要請)

エ 令和6年8月に発生したPSOS等を含む水の漏出について

令和6年10月3日、国から、「令和6年8月30日、横田基地の消火訓練エリアから、(PFOS等を含む)泡消火薬剤の残留を含む約12,640ガロン(47.8kL)の水がおそらくアスファルト上に溢れ出し、数量不明の分量の水が地上から雨水排水溝に流入し、施設外へ出た蓋然性が高い」との情報が提供された。都は、この情報を受け、都民の不安を払拭するため、速やかに横田飛行場周辺の公共用水域の水質調査を実施し、同年10月30日に、全ての調査地点の測定結果は、国が定める暫定指針値(PFOS及びPFOAの合計値で50ng/L)を下回っていることを公表した(資料88)。また、国は、同年11月19日に、横田飛行場南西部の排水口付近における水質調査の結果、PFOS及びPFOAの値は、水環境中の指針値(暫定)を下回る数値だったと公表した(資料89)。

横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年11月20日、国と米軍に対し、国の責任において、貯水池の水が漏出した状況、貯水池の現況や水質、公共用水域等の環境への影響、再発防止対策等の詳細な情報について確認するとともに、東京都及び基地周辺自治体に現地で直接説明するよう、米軍に要請すること等を要請した(資料90)。同年12月20日、国(防衛省、外務省、環境省)、東京都及び横田基地周辺市町が横田飛行場への立入りを実施し、消火訓練エリア周辺を視察するとともに、米側から説明を受けた(資料91)。令和7年2月21日、国から、米側に対する質問事項の回答について情報提供があったが、恒久的な再発防止策等については示されなかった(資料92)。同年4月16日、国から、「横田飛行場におけるPFOS等を含む水の米側による処理について」が示され、米側から、再発防止策及び貯水池にある残水の処理方法が示され、貯水池の残水は粒状活性炭フィルターを用いて浄化处理し、浄化後の水は雨水排水路へ放流されるなどとの情報提供があった(資料93)。横田基地に関する東京都と周辺市町連絡協議会は、同年4月17日国に対して、環境補足協定に基づく国、都及び基地周辺自治体の横田飛行場への立入り、国によるサンプル採取について、米側と速やかに調整することなどを要請した(資料94)。

同年5月14日、国及び東京都、横田基地周辺市町は、環境補足協定に基づき、横田飛行場に立ち入り、浄化後の水のサンプルを採取するとともに、米側からの説明を聴取した(資料95)。同年5月30日、国から、「横田飛行場の貯水池及び消火訓練施設における浄化後の水サンプルの分析結果について」情報提供があった。国は、「防衛省、東京都及び在日米軍の全てのサンプルにお

いて、浄化後の水に含まれる PFOS 及び PFOA の濃度の合算値が1 リットル当たり 50ng (ナノグラム)を大幅に下回ることが確認されたため、米側の準備が整い次第、浄化後の水は、順次、雨水排水路に放流される予定」と公表した(資料 96)。

同年 6 月 18 日、国から、「先月 30 日から実施してた横田基地での放流に関して、昨日(17 日)放流が完了した。」と情報提供があった。また、同年 7 月 14 日、国は、「横田飛行場外における水質調査結果について」を公表(資料 97)、都においても、同日、「横田飛行場周辺における公共用水域の PFOS 等分析結果について」を公表(資料 98)し、放流中を含めすべて指針値を下回っていることを確認した。さらに、令和 7 年 8 月 20 日、国から「空になった貯水池等は埋め立てられた」などとの情報提供があった(資料 99)。